官報
発行　内閣府
（原稿作成　国立印刷局）

目次

〔省　令〕
○医薬品、医療機器等の品質、有効性及び安全性の確保等に関する法律施行規則の一部を改正する省令（厚生労働一四）　一
〔法規的告示〕
○医薬品、医療機器等の品質、有効性及び安全性の確保等に関する法律第四十九条第一項の規定に基づき厚生労働大臣の指定する医薬品の一部を改正する件（厚生労働三八）　二
○医薬品等副作用被害救済制度の対象とならない医薬品等の一部を改正する件（同三九）　二
〔その他告示〕
○「政府調達に関する協定を改正する議定書」によって改正された「政府調達に関する協定」附属書Ⅰに掲げる我が国の基準額に対応する邦貨換算額の通報に関する件（外務六五）　二
○保安林の指定を解除する件（農林水産一九〇～一九六）　三
○農薬を登録した件（同一九七、一九八）　三
○農薬の登録が失効した件（同一九九）　三
○砂防法第二条の土地を指定する件（国土交通二八四～二八八）　六
○大分空港の施設について告示した事項に変更を加えた件（同二八九）　七
○礼文空港の供用休止の件（同二九〇）　七
○礼文空港の飛行場灯火の供用休止をする件（同二九一）　七
○道路に関する件（近畿地方整備局六、七）　七
〔国会事項〕　八
〔叙位・叙勲〕　八
〔皇室事項〕　八
〔官庁報告〕
日本国に帰化を許可する件（法務省告示配二二）　八
〔資　料〕
令和七年十二月中国際収支状況（速報）及び令和七年中国際収支状況（速報）（財務省）　八
〔公　告〕
官庁
待矢場両堰土地改良区の定款変更の認可関係　九
裁判所
相続、公示催告、失踪、破産、免責、特別清算、再生、所有者不明関係　九
特殊法人等
企業年金基金清算結了・清算人退任関係　一〇
会社その他　一〇

省　令

○厚生労働省令第十四号

医薬品、医療機器等の品質、有効性及び安全性の確保等に関する法律（昭和三十五年法律第百四十五号）第四十四条第一項及び第二項並びに第六十七条第一項の規定に基づき、医薬品、医療機器等の品質、有効性及び安全性の確保等に関する法律施行規則の一部を改正する省令を次のように定める。

令和八年二月十九日

厚生労働大臣　上野賢一郎

医薬品、医療機器等の品質、有効性及び安全性の確保等に関する法律施行規則の一部を改正する省令

医薬品、医療機器等の品質、有効性及び安全性の確保等に関する法律施行規則（昭和三十六年厚生省令第一号）の一部を次の表のように改正する。

（傍線部分は改正部分）

改正後	改正前
別表第三（第二百四条関係） 毒　薬 （略） 有機薬品及びその製剤 一～八の十七　（略） 八の十八　三―（三―ビフエニル―四―イル―一・二・三・四―テトラヒドロ―一―ナフチル）―四―ヒドロキシクマリン（別名デイフエナクム）及びその製剤。ただし、一〇〇g中三―（三―ビフエニル―四―イル―一・二・三・四―テトラヒドロ―一―ナフチル）―四―ヒドロキシクマリン〇・〇〇五g以下を含有するものを除く。 八の十九～八の二十四　（略） 九～十九　（略） 劇　薬 （略） 有機薬品及びその製剤 一～六十一の三　（略） 六十一の四　ツカチニブ、その塩類及びそれらの製剤 六十一の五～六十一の十七　（略） 六十二～七十四の四　（略） 七十四の五　パロバロテン及びその製剤 七十四の六　（略） 七十五～百四十四　（略）	**別表第三**（第二百四条関係） 毒　薬 （略） 有機薬品及びその製剤 一～八の十七　（略） （新設） 八の十八～八の二十三　（略） 九～十九　（略） 劇　薬 （略） 有機薬品及びその製剤 一～六十一の三　（略） （新設） 六十一の四～六十一の十六　（略） 六十二～七十四の四　（略） （新設） 七十四の五　（略） 七十五～百四十四　（略）